

追加資料

市民健康部

令和2年11月市議会 教育厚生委員会資料

## 所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 長崎市国保財政の現状と今後の対応について……………	1～3

市民健康部  
令和2年11月



# 1 長崎市国保財政の現状と今後の対応について

## (1) 国保の財政状況について

(単位：千円)

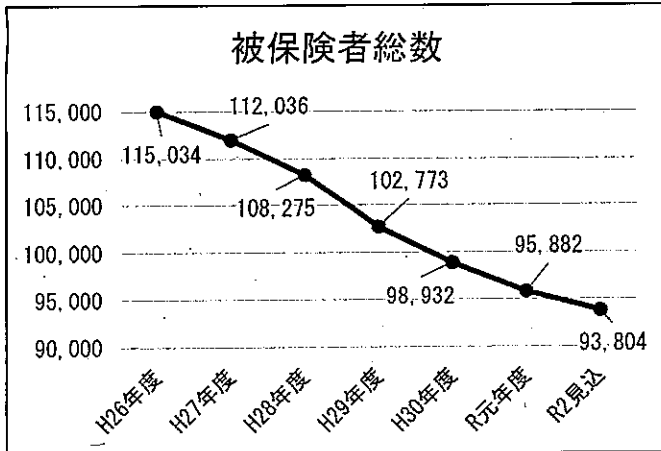
	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算 (税率改定)	H29決算	H30決算 (県単位化)	R元決算	R2予算 (R2.11月補正(案)後)
①前年度繰越金	917,976	829,554	404,759	1,906	194,111	779,052	1,382,241	244,120	224,415
②歳入 (①、⑥を含まない)	60,281,677	59,694,120	59,185,794	67,406,230	65,691,165	64,932,473	55,271,618	54,077,352	54,162,783
③歳出 (⑤を含まない)	59,711,866	60,118,915	59,633,192	67,827,713	65,106,224	63,912,676	55,770,288	54,570,724	54,742,679
④単年度収支 (②-③)	569,811	▲424,795	▲447,398	▲421,483	584,941	1,019,797	▲498,670	▲493,372	▲579,896
※収支差引 (④+①+⑥-⑤)	829,554	404,759	1,906	194,111	779,052	1,382,241	244,120	224,416	0
⑤基金積立金	658,233	0	955	830	318	416,608	639,451	55	388
⑥基金繰入金(取崩)	0	0	45,500	614,518	318	0	0	473,723	355,869
⑧基金年度末保有額	658,233	658,233	613,688	0	0	416,608	1,056,059	582,391	226,910

- 被保険者数の減少等により国保税収が年々減少する一方で、医療費の増加に伴い保険給付費が増加する中、平成25年度から単年度収支の赤字が続き、平成27年度の医療費の急増により、平成28年度に税率改定を行っている。
- これにより、平成28年度及び29年度の単年度収支は黒字であったが、引き続き国保税収の減や一人当たり保険給付費の増(給付費の高止まり)などの状況により、新制度(都道府県単位化)が施行した平成30年度には再び赤字となり、令和元年度も赤字となっている。(令和元年度は国民健康保険財調整基金の取崩しにより対応)
- 令和2年度当初予算編成時においても引き続き赤字が見込まれたが、基金を充てることで収支の均衡が図られ、財政運営が可能であることから、税率は現行のまま据え置き予算編成を行った。(基金繰入金のR2当初予算564,276千円)
- 令和2年11月補正(案)後の令和2年度予算は、基金繰入金が355,869千円となり、令和2年度末の基金残額は226,910千円となる見込みである。

## (2) 国保の諸状況について

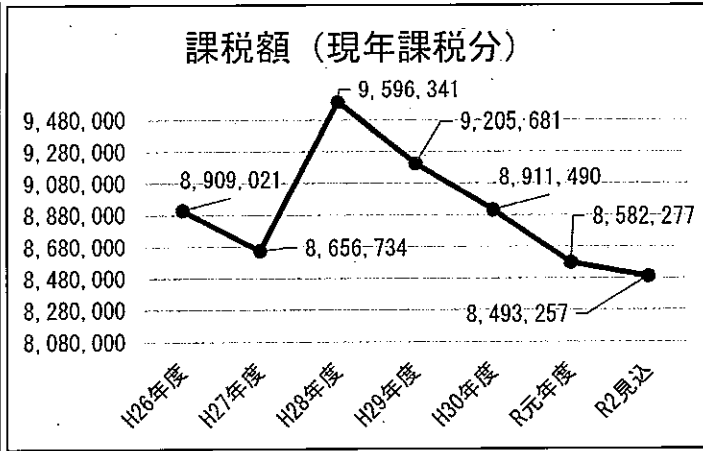
### ア 被保険者数

(単位：人)



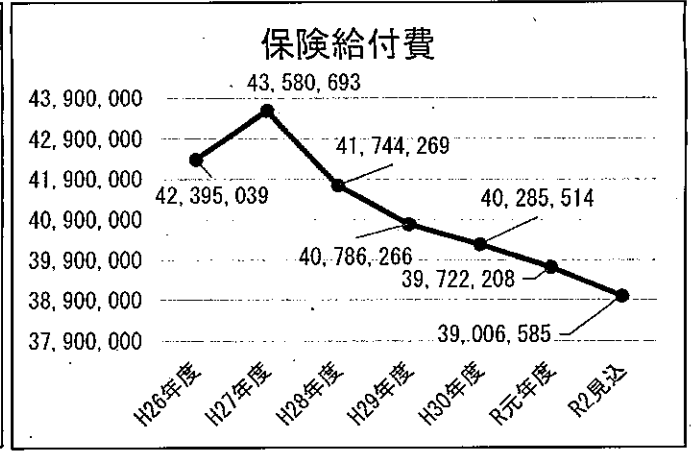
### イ 保険税

(単位：千円)

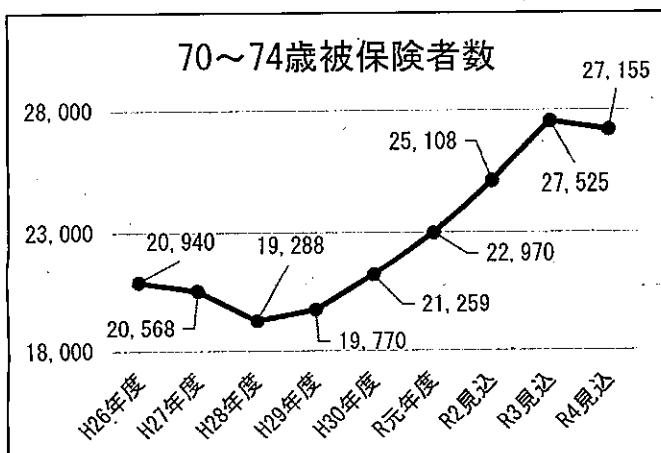


### ウ 保険給付費

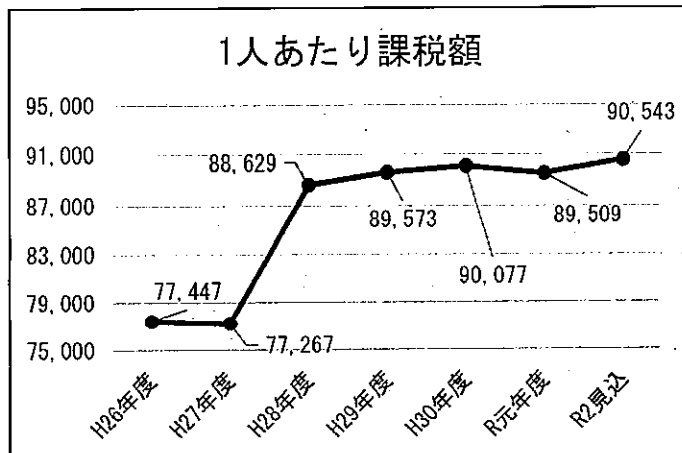
(単位：千円)



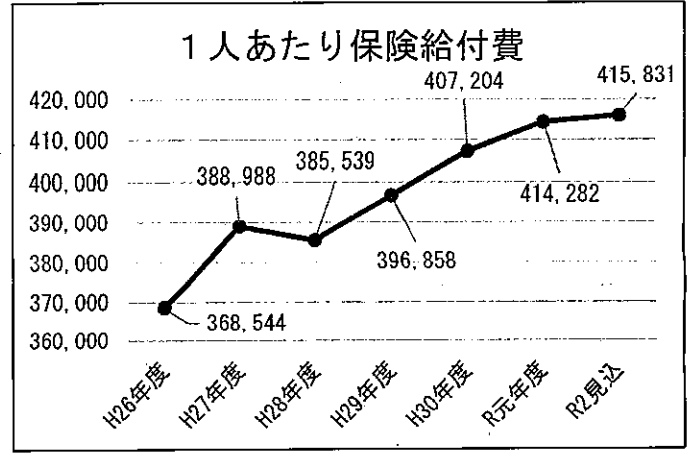
(単位：人)



(単位：円)



(単位：円)



被保険者総数は、人口減少や後期高齢者医療制度への移行などにより、年々減少している。  
一方、70~74歳の被保険者数は、団塊の世代の影響により、令和3年度まで増加し、その後、減少することが見込まれる。

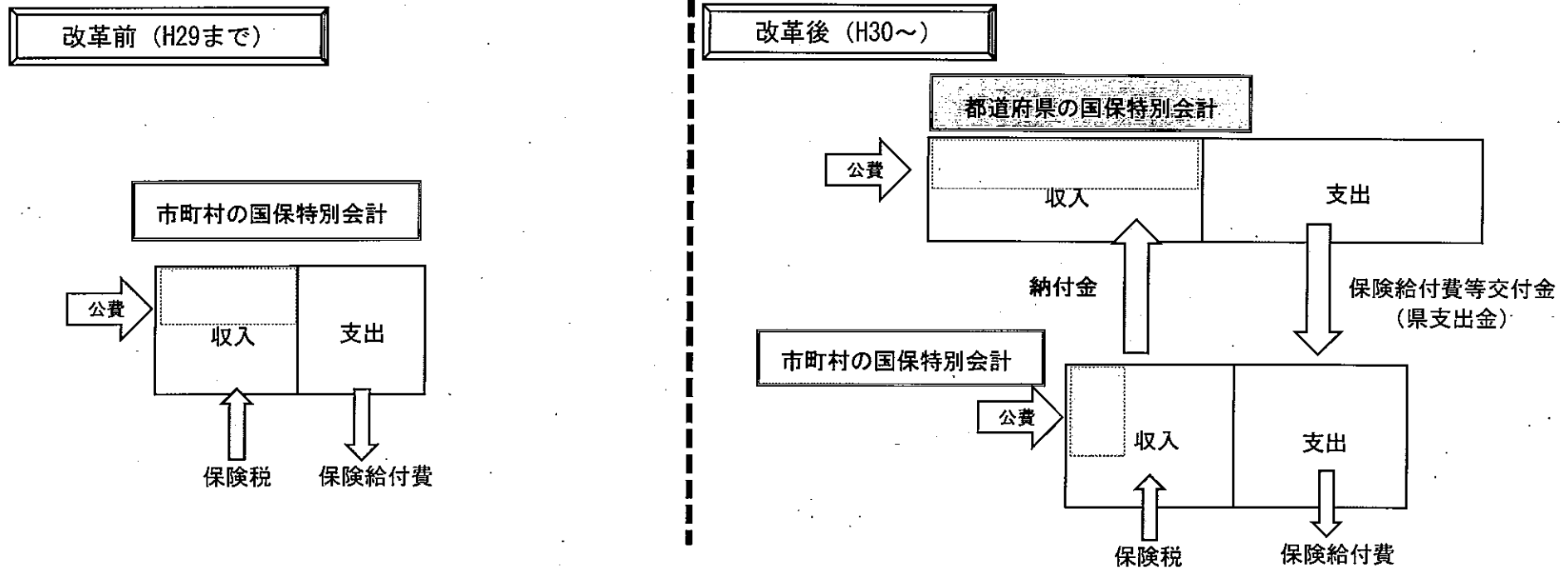
課税総額は、平成28年度の税率改定により、一旦は増加しているが、その後、被保険者数の減少などにより、年々減少傾向にある。  
一方、1人あたり課税額は微増傾向となっている。

保険給付費総額は、被保険者数の減少により年々減少している。  
一方、1人あたり保険給付費は高齢者数の増加や医療の高度化などにより、年々増加傾向にある。

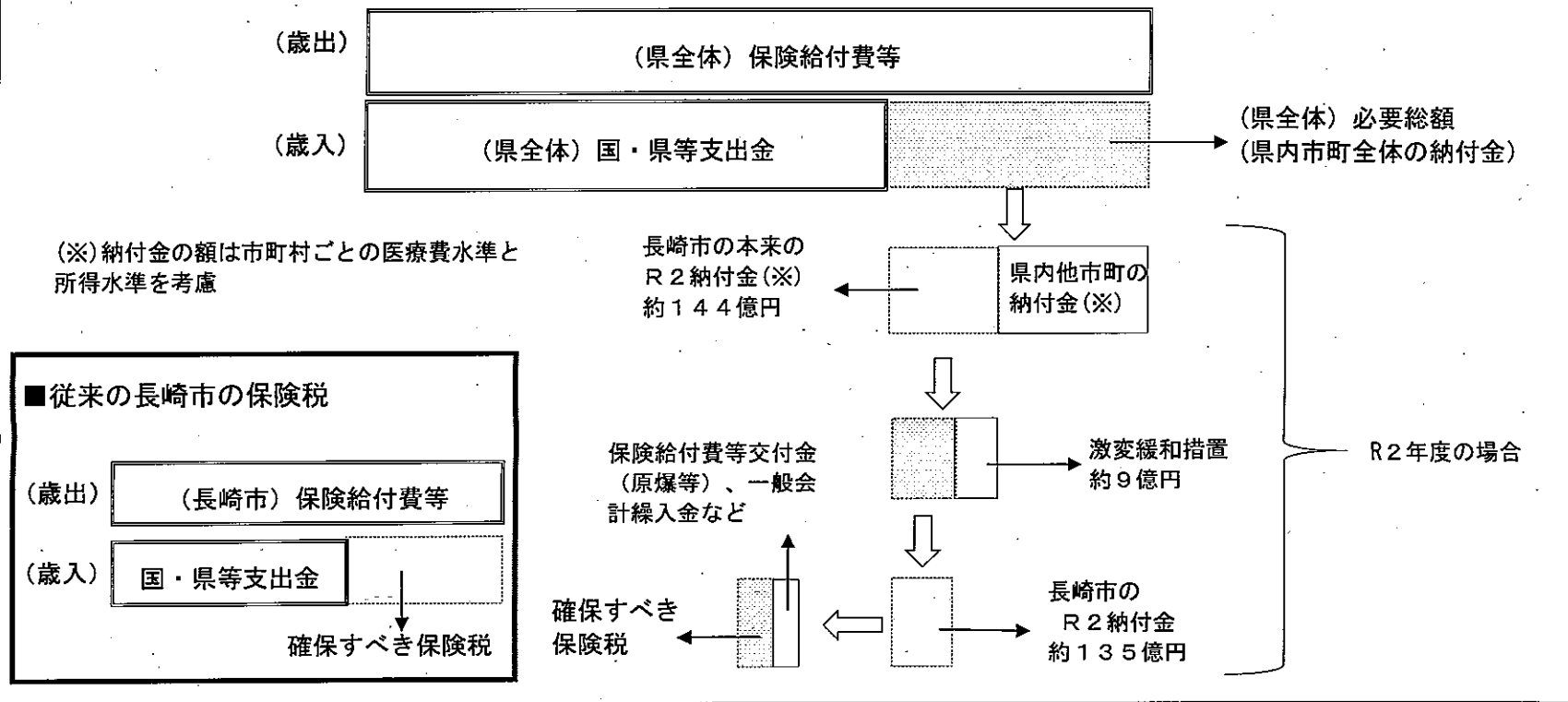
(参考：保険者負担割合※医療費全体のうち自己負担を除いた保険者が負担する割合)  
義務教育就学前：8割、義務教育就学~69歳：7割、70~74歳(一般)：8割

■H30施行の新制度（都道府県単位化）の概要

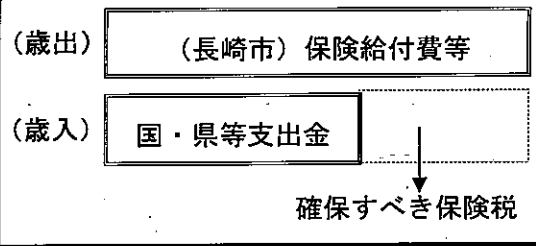
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。



◆改革後（H30～）における長崎市の納付金及び保険税の算定方法



■従来の長崎市の保険税



(3) 令和2年度における予算編成について

【令和2年度予算】

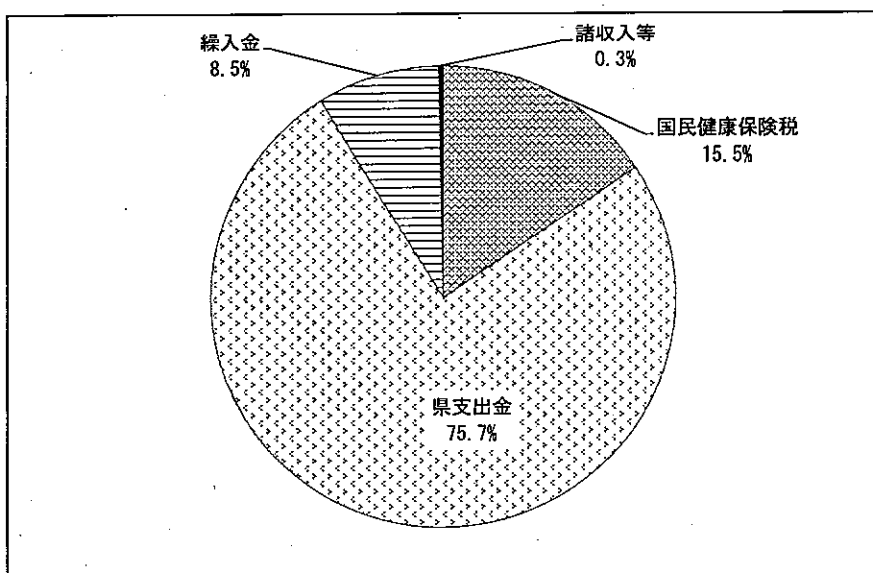
年度	R2当初予算	R2現計予算 (R2.11月補正(案)後)
歳入	54,142,824千円	54,162,783千円
歳出	54,707,100千円	54,742,679千円
収支差引	▲564,276千円	▲579,896千円

令和2年度予算編成においては、保険税収入や被爆者に係る交付金などの収入減により、約5.6億円の収支不足が見込まれた。この収支不足分については、国保財政調整基金を活用することで収支の均衡が図られ、財政運営が可能であることから、令和2年度の税率は現行のまま据え置いた。

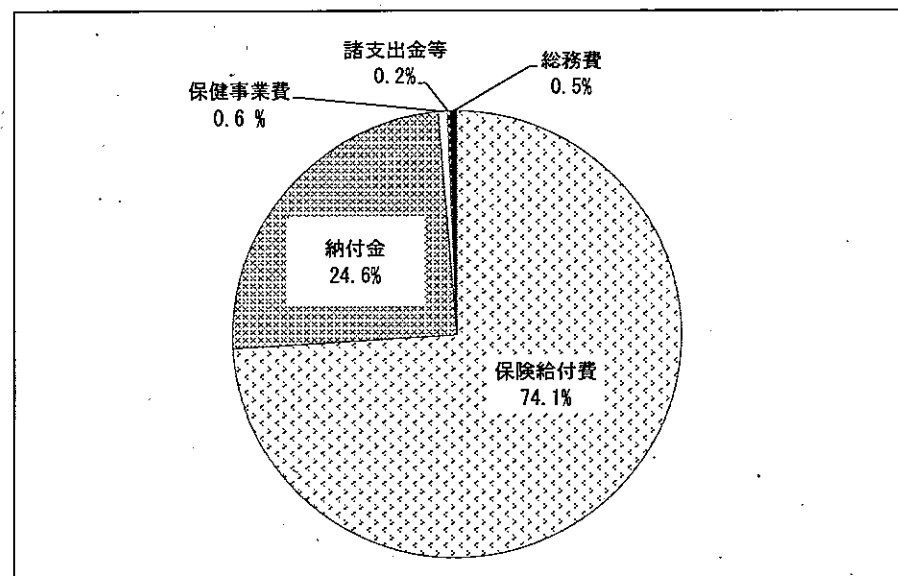
【令和2年度における収支不足の主な要因（対前年度増減）】

- ・ 保険税収入の減 ▲約2億円（被保険者数の減少等によるもの）
- ・ 県支出金（特別調整交付金）の減 ▲約3.4億円（被爆者数の減少に伴う被爆者に係る交付金の減等によるもの）

【R2歳入当初予算】



【R2歳出当初予算】



(4) 令和3年度予算編成に向けて

ア 令和3年度納付金について

市町が税率算定を行う上で基礎となる納付金は、県が、全ての市町から収集した被保険者数や医療費等の情報及び、国から通知される係数(補助金算定係数、医療費指数等)をもとにシステムにより算定を行い、11月に仮算定、翌年1月に本算定(確定)による納付金を市町に提示する。

今回、次のとおり、県から仮算定の納付金が示された。

《長崎市の納付金の状況》

年度	H30	R元	R2	R3	
				仮算定(※)	本算定(最終)
納付金総額(千円)	14,074,351	14,165,538	13,454,952	13,171,089	R3.1月 県提示予定
(対前年度増減)	-	91,187	▲710,586	▲283,863	
1人あたり納付金(円)	142,263	147,718	143,437	142,875	
(対前年度増減)	-	5,455	▲4,281	▲562	

(※)仮算定の納付金は、現時点で国が示す仮係数等により県が試算した金額であり、R2.12月末に国が示す本係数を新たに反映させ、R3.1月の本算定により最終の納付金が県から市町に提示される予定。

イ 令和3年度の収支見込

令和3年度においても、令和2年度と同様に、保険税収入や被爆者に係る県支出金などの歳入減が見込まれる。

今回、県から令和3年度の納付金(仮算定)が示され、令和2年度の納付金(本算定)よりも約2.8億円の減となっているものの、令和2年度の財源不足に前記の歳入減が加わることから、令和3年度も収支不足となる見込みである。

【令和3年度に見込まれる主な対前年度収支増減要因】

(歳入)

- ・被保険者数の減少に伴う保険税収入の減
- ・被爆者に係る県支出金(特別調整交付金)の減
- ・一般会計繰入金の減

(歳出)

- ・納付金の減

ウ 今後の対応

今回、県から示された令和3年度納付金(仮算定)の財源は、県支出金や一般会計繰入金などを除いた額は全て保険税で賄う必要がある。

平成30年度から単年度収支の赤字状態が続く中、令和元年度、令和2年度と2か年にわたり赤字額を基金で補填し予算編成を行い、税率等を据え置いてきているが、基金も残りわずかとなっている状況の中、引き続き被保険者数の減少による保険税収入の減及び一人当たり保険給付費の増、さらに、現在のコロナ禍による収支減の影響なども考慮すると、令和3年度も引き続き厳しい財政状況が見込まれる。

よって、現時点で見込まれる令和3年度の収支不足額については、基金などからの財源補てんを行っても、収支の均衡を図ることが困難と見込まれる場合には、現行税率の増額改定を検討する必要がある。

なお、令和3年1月の本算定による納付金が県から示された後、税率改定に係る最終的な意思決定を行うこととなるが、税率改定を実施する場合には、国保運営協議会への諮問及び答申等を経た後に、令和3年2月議会に条例改正等の議案を上程したい。